

ほけんだより



令和2. 4. 8
広神東小学校 保健室

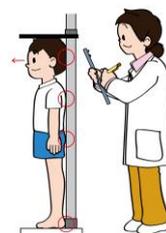
入学・進級おめでとうございます！

元気な22名の1年生を迎え、新年度が始まりました。1か月余りの長い休校を経て、ようやく学校が再開します。新型コロナウイルスの影響で、予防対応など、様々なことでご家庭での協力をいただくことが出てきます。日々の健康観察、健康管理について、ご協力をお願いいたします。

健康診断日程

4月から6月にかけて、健康診断を行います。健康診断の結果、異常の疑いがあった場合、「受診・治療のお勧め」のお便りをお渡しします。お手元に届きましたら、速やかに受診をお願いします。検査・治療が終わりましたら結果を学校へお知らせください。

【項目】	【実施日】	【対象】
身体測定、視力・聴力検査	4月14日(火)	全学年
尿検査	4月15日(水)	全学年
眼科検診	4月17日(金)	全学年
歯科検診	4月21日(火)	2、4、6年
	4月23日(木)	1、3、5年
心臓検診	4月28日(火)	1年
内科検診	5月13日(水)	4、5、6年
	5月19日(火)	1、2、3年
耳鼻科検診	5月26日(火)	全校
色覚検査	(1学期中に実施予定)	1年の希望児童



家庭連絡袋・各種健診事前調査票について

個人情報を保護するため、保健関係の調査票を配付・提出する時に「家庭連絡袋」を使用しています。袋が届きましたら、中の用紙の確認をお願いします。ご家庭で記入後、学校へ提出する書類については袋に入れて、お子さんに持たせてください。袋は繰り返し使用しますので、紛失しないように早めに学校へお返しくください。

「四肢の状態」(運動器検診)については、家庭での運動器調査表をもとに、学校でスクリーニング検査を実施し、学校医に伝達します。ご家庭で必ず動きを確認し、記入してください。



保健調査票等の提出期限は4月13日(月)までです。

感染症の発生について

学校保健安全法で定められた感染症と診断された場合は、出席停止になります。「登校許可証明書」が必要ですので学校へ連絡をお願いします。なお、用紙は学校ホームページからも印刷可能です。

新型コロナウイルスは第1種の感染症として、治癒するまで出席停止となります。

学校保健安全法の改正に伴い、その他の感染症として示されている「感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等」は、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、緊急的に措置をとることができるとなっています。感染症に罹患したとしても、直ちに出席停止になるということではなく、状況により変わることをご承知おきください。



ハブラシ・コップの管理のお願い

学校では給食後に歯みがきを行います。「歯みがきの音楽」に合わせて、順序を考えながらみがき残しなくみがけるように指導しています。金曜日に持ち帰ります。お家でコップの洗浄・歯ブラシの交換をお願いします。学校では歯磨き剤の使用を可とします。歯磨き剤はフッ化物を含んでいるものが多く、使用することでむし歯予防効果を高めることが調査結果からわかっています。持たせる場合は必ず記名をし、持たせてください。



スポーツ振興センターについて

学校での災害で医療を要した場合に、医療費給付が行われます。スポーツ振興センターは、総医療費の4割(実際の支払3割+1割)が、後日指定口座に振り込まれます。魚沼市では中学3年まで「受給者証」を交付し、医療費助成がされていますが、学校での災害では受給者証を使わずに、保険証での3割負担で支払いをお願いします。「受給者証」を使用した場合は手続きできないため、医療機関で支払い直しをしていただくことになります。

スポーツ振興センターの手続きができない場合（受給者証を使わず、保険証のみの受診で1,500円未満）は、受給者証を使用することで、医療費負担が少なくなります。医療機関の支払窓口でご確認ください。

医療券について

就学援助制度では、健康診断において治療勧告が出された一部の疾病等について医療券を発行しています。医療券による治療は認定前と認定後で支払いの方法が異なりますのでご注意ください。

なお、就学援助の申請を行っていない場合は対象になりません。

○ 認定前

定期健康診断における治療勧告に基づき、認定前に治療をした医療費は、償還払い（領収書による支払い）となります。治療にかかった領収書を大切に保管しておいてください。手続きについては、学校からお渡しした「定期健康診断結果のお知らせ用紙」に領収書を添えて、学校に提出してください。後日、指定口座に入金されます。

○ 認定後

就学援助認定決定後に治療される場合は、発行された医療券を医療機関に提出していただくと、医療費の自己負担はありません。